

この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第4条の5第2項及び第3項中「に規定」を「又は第3項に規定」に改め、同条を第4条の4とする。

第4条の6第1項第4号を削り、同条第2項第2号中「子が」の次に「、条例第5条の2第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては」を加え、同条を第4条の5とする。

第4条の7第1項中「第1項第4号」を「第1項第3号及び第4号」に、「第5条の2第3項」を「第5条の2第4項」に改め、「、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と」を削り、同条第2項中「前条第1項第4号」を「前条第1項第3号」に、「第5条の2第3項」を「第5条の2第4項」に、「同条第2項の」を「同条第3項の」に、「第4条の5第1項中「子及び職員の配偶者で当該子の親であるもの」を「第4条の4第1項から第3項までの規定中「第5条の2第2項又は第3項」とあるのは「第5条の2第3項」と、同条第1項中「子」に、「並びに」とあるのは「及び」を「ならない。この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは、「ならない」に改め、「、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と」を削り、「前項第1号から第3号まで」を「前項第1号又は第2号」に改め、同条を第4条の6とし、第4条の8を第4条の7とする。

第8条第1項の表の第17号中「を行う場合又は子に予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定により行われる予防接種を受けさせる」を「(負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定める子の世話をいう。)を行う」に、「複数いる」を「2人以上の」に、「。この場合にあつては、養育する子1人につき5日を限度とする。」を「(小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては10日)」に改め、同表中第21号を第22号とし、第18号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次のように加える。

18 条例第12条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う場合	一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては10日)を超えない範囲内で必要と認める期間
---	--

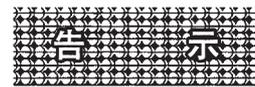
第8条第2項中「第18号」を「第19号」に、「第1号に規定する」を「当該」に改め、「おいて、」の次に「第1号に規定する休暇にあつては」を、「端数が」の次に「、第2号に規定する休暇にあつては当該残日数に4時間未満の端数が」を加え、同項第1号中「第17号」を「第18号」に改め、同項第2号中「1日」を「1日又は4時間」に改め、同条第3項中「休暇」の次に「又は4時間を単位として与えられた同項第2号に規定する休暇」を加える。

第11条第1項中「第8条第1項の表の第21号」を「第8条第1項の表の第22号」に改める。

附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第383号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成22年6月28日

長野県知事 村井 仁

- 保安林予定森林の所在場所
大田市美麻字三本木中平15528の5・字御堂入15560の2から15560の6まで(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第384号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成22年6月28日

長野県知事 村井 仁

- 保安林予定森林の所在場所
南佐久郡北相木村字中込1932の2、1932の3、1933の1、1933の2、1933の6、1941の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第385号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年6月28日

長野県知事 村 井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡宮田村4746の492から4746の494まで・4746の532・4746の533（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、4746の534、4746の540から4746の546まで、4746の984
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宮田村4746の492から4746の494まで
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び宮田村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第386号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年6月28日

長野県知事 村 井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡大桑村大字須原1697の11（次の図に示す部分に限る。）、1697の13、1697の63（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第387号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年6月28日

長野県知事 村 井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡大桑村大字須原1696の2、1696の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字須原1696の3（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第388号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可しましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年6月28日

長野県知事 村 井 仁

- 1 施行者の名称
塩尻市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
塩尻都市計画道路事業 3・5・26号 吉田原通線
- 3 事業施行期間
平成22年6月28日から
平成26年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
長野県塩尻市大字広丘吉田及び大字広丘吉田字道西地内
 - (2) 使用の部分
長野県塩尻市大字広丘吉田字道西地内

都市計画課